

社会福祉法人若竹会 役員及び評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は社会福祉法人若竹会（以下「この法人」という）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
(2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報 酬)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

(公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規定は評議員会の議決を経て改廃する事ができる。

附 則 この規定は平成30年1月20日から施行し、平成29年4月1日から適用とする。
この規定は令和4年4月1日から施行する。